

( 非公募 )

## 山口市放課後児童クラブ指定管理者候補者審査結果

1 施設の名称 にこにこ学級

2 指定の期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

3 指定管理者候補者特定団体名  
名田島放課後児童クラブ運営協議会  
会長 佐分利 隆  
山口市名田島1536番地1

4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）

本団体は、名田島小学校区内で放課後児童クラブを運営することを目的として設立され、自治会連合会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、小学校長等で構成されており、これまで名田島小学校区の放課後児童クラブの運営委託業務を受託してきた実績があります。

5 非公募施設とした理由

放課後児童クラブは、当該小学校区の児童が通う地域に密着した施設で、当該地域の住民や利用者で組織し、活動している団体が管理運営を行った方が効率的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。

6 審査の経過

仕様書の決定	令和3年10月11日（月）
指定申請提出期限	令和3年10月29日（金）
選定委員会による審査	令和3年11月8日（月）

7 審査の方法

(1) 選定委員会委員

榎本美由紀	こども未来部長（委員長）
河辺 寿夫	こども未来部次長
小野 智紀	こども未来課長
杉本 一平	保育幼稚園課長
藤本 緑	子育て保健課長

(2) 提出書類の確認

特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。

(3) 審査内容

非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類の内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準「別紙1」に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の6割（基準点）以上であることを確認しました。

また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

## 8 選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	特定団体
平等な利用を確保することができるものであること	10	5	50	30
施設の効果を最大限に発揮できる能力を有していること	80	5	400	270
施設の管理経費の縮減が図られること	10	5	50	30
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	80	5	400	290
市の施策への貢献が期待できること	20	5	100	90
総計	200	5	1,000	710
基準点	—	—	600	

## 9 審査意見

にこにこ学級は、本市名田島小学校区において、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の場として設置する施設です。

そのため、本施設は、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に発揮し、児童が安全に安心して過ごすことができ、子どもの一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが期待されます。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

名田島放課後児童クラブ運営協議会は、これまで名田島小学校区の放課後児童クラブの運営を受託してきた実績があり、蓄積してきた運営に関するノウハウを指定管理者としても発揮することが見込まれます。

特に、地域が実施する避難訓練への参加、分かりやすい危機管理マニュアルの作成など安全管理体制が充実している点や、地域の独自性を盛り込んだ行事を計画するなど地域との交流、連携に積極的に取り組む姿勢が高く評価できます。

また、これまでの委託業務の受託中には、弾力的な受け入れにより市の待機児童対策に協力したほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための小学校臨時休業期間中の午前中保育を実施しており、指定管理者としても市の施策に貢献する運営が期待できます。

以上、総合的に判断して、名田島放課後児童クラブ運営協議会はにこにこ学級の特定団体として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

( 非公募 )

## 山口市放課後児童クラブ指定管理者候補者審査結果

- 1 施設の名称 大海なかよし学級
- 2 指定の期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日
- 3 指定管理者候補者特定団体名  
社会福祉法人山口市社会福祉協議会  
会長 岩城 精二  
山口市上堅小路89番地1
- 4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）  
山口市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としており、これまで大海小学校区の放課後児童クラブの運営委託業務を受託してきた実績があります。
- 5 非公募施設とした理由  
放課後児童クラブは、当該地域の小学校、地域との円滑な連携や児童の成長に合わせた継続的かつ確実な保育が求められる施設であり、運営実績を有する団体を指名することが、明らかに効果的、効率的であると判断したため。
- 6 審査の経過  
仕様書の決定 令和3年10月11日（月）  
指定申請提出期限 令和3年10月29日（金）  
選定委員会による審査 令和3年11月 8日（月）
- 7 審査の方法
  - (1) 選定委員会委員  
榎本美由紀 こども未来部長（委員長）  
河辺 寿夫 こども未来部次長  
小野 智紀 こども未来課長  
杉本 一平 保育幼稚園課長  
藤本 緑 子育て保健課長
  - (2) 提出書類の確認  
特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。
  - (3) 審査内容  
非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類の内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準「別紙1」に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の6割（基準点）以上であることを確認しました。  
また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

## 8 選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	特定団体
平等な利用を確保することができるものであること	10	5	50	30
施設の効果を最大限に発揮できる能力を有していること	80	5	400	248
施設の管理経費の縮減が図られること	10	5	50	30
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	80	5	400	290
市の施策への貢献が期待できること	20	5	100	100
総計	200	5	1,000	698
基準点	—	—	600	

## 9 審査意見

大海なかよし学級は、本市大海小学校区において、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の場として設置する施設です。

そのため、本施設は、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に発揮し、児童が安全に安心して過ごすことができ、子どもの一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが期待されます。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

山口市社会福祉協議会は、これまで大海小学校区の放課後児童クラブの運営を受託してきた実績があり、蓄積してきた運営に関するノウハウを指定管理者としても発揮することが見込まれます。

特に、人材確保を試験委員会の開催や評価基準の設定により公正に行う点や、火災や不審者対応のための自主的な訓練を計画するなど危機管理意識が高い点が評価できます。

また、これまでの委託業務の受託中には、弾力的な受け入れにより市の待機児童対策に協力したほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための小学校臨時休業期間中の全平日に午前中保育を実施しており、指定管理者としても市の施策に貢献する運営が期待できます。

以上、総合的に判断して、山口市社会福祉協議会は大海なかよし学級の特定団体として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

別紙1 指定管理者候補者選定基準

評価項目		評価の視点	配点	
大項目	小項目			
(1) 平等な利用を確保することができるものであること		・利用申込にあたり一部の利用者に対して正当な理由なく利用を拒んだり、優遇するおそれはないか。	10点	
(2) 施設の効用を最大限に発揮できる能力を有していること	施設の設置目的を理解し、明確な運営方針を持っていること	・施設運営の基本理念は確立されているか。 ・施設の運営目的を反映した運営方針となっているか。	10点	
	委託業務の中で運営課題を把握し、課題解決に向けた取組がなされていること	・現状の運営課題を的確にとらえているか。 ・運営課題に対する対応は適切か。 ・児童一人一人の特性や保護者の意向を反映させる運営方針となっているか。	10点	
	利用者への適切なサービスを提供するための事業提案がなされていること	利用者へ 年間計画	・年間を通して児童の遊びと生活の場として機能する計画となっているか。	10点
		平日の活動内容	・放課後の児童の過ごし方として適切な内容となっているか。	10点
		土曜日・長期休業中の活動内容	・1日の児童の過ごし方として、適切な内容となっているか。	10点
		支援の必要な児童への対応	・支援の必要な児童の受け入れ、対応は適切に行えるか。	10点
		児童の衛生管理、体調管理	・熱中症対策、感染症予防、食中毒防止のための取組がなされているか。	10点
地域・学校・その他関係機関との連携が図られていること	・地域の実情に応じた地域連携事業の取組がなされているか。	10点		
(3) 施設の管理経費の縮減が図られること		・経費縮減が図られているか。 ・経費の積算は適切になされているか。	10点	
(4) 施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	日常の事故防止や防犯、防災対策が十分に行える体制となっていること	・適切な安全管理体制や防犯、防災対策が取られているか。 ・事故、災害、緊急時への対応を適切に行える体制となっているか。 ・個人情報の取扱いを適切に行える体制となっているか。	10点	
	施設の維持管理を適切に行える体制となっていること	・施設の維持管理を適切に行える体制となっているか。 ・ごみ減量、エネルギー削減等環境に対する配慮はなされているか。	10点	
	保護者等からの苦情、要望に対し適切に対応できる体制となっていること	・適切に対応できる苦情処理体制がとられているか。 ・利用者からの要望対応が適切に実施できるか。	10点	
	職員体制は基準に沿って人員を配置していること	・安定的な運営が可能となる人員配置となっているか。	10点	

	人材確保のための取り組みがなされていること	・実効性を期待できる人材確保の取組みがなされているか。	10点
	人材育成のための取り組みがなされていること	・研修計画や人材育成方針に沿った取組みがなされているか。	10点
	直近5年の業務委託において、重大な文書指摘を受けていないこと	・委託において重大な文書指摘を受けていないか。	10点
	直近5年の業務委託において、支援員による児童への虐待案件が発生していないこと	・支援員による児童への虐待案件が発生していないか	10点
(5) 市の施策への貢献が期待できること	直近5年の業務委託において、待機児童解消のための取組みを行ったことがあること	・最大定員弾力受入率(5か年の4/1時点最大値) =受入人数/施設定員×100	10点
	令和2年3月から5月にかけての新型コロナウイルス感染症に伴う小学校臨時休校の際に、平日午前中の開所を行ったことがあること	・臨時休校決定後、速やかな体制整備が行えたか。	10点
合計			200点